

## 優良住宅部品認定基準「玄関ドア用錠前」他8品目を改正しました

2019年12月12日  
一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングは、優良住宅部品認定基準「玄関ドア用錠前」他8品目の改正を行い、2019年12月12日付で公表・施行しました。

①「玄関用錠前」の優良住宅部品認定基準（以下「BL認定基準」という。）においては、電気錠の追加を行いました。②「墜落防止手すり」のBL認定基準においては、高層住宅や風圧が大きくかかる箇所への対応を可能とするため、パネルタイプの手すりユニットにおける高強度の耐風圧性能の追加を行いました。

③「衝撃緩和型畳」のBL認定基準においては、畳床バリエーションの追加を、④「郵便受箱」のBL認定基準においては、投入された郵便物を保護する対策の表現の見直しを、⑤「便器」のBL認定基準においては、JIS規格の改正に伴う改正を行いました。

⑥「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」、⑦「家庭用ガスコージェネレーションシステム」、⑧「ハイブリッド給湯・暖房機」及び⑨「暖・冷房システム」のBL認定基準においては、構成部品の見直しによる改正を行いました。

なお、今回の改正に合わせ、PC上で閲覧可能なマルチデバイス対応の電子ブック『優良住宅部品(BL部品)ガイドブック』も更新しておりますので、ぜひご活用ください。  
(<http://cbl.or.jp/blsys/guide/guidebook/index.html>)



## 1 玄関ドア用錠前

## 1) 電気錠の追加

電気錠については、従来のBL認定基準において、防犯建物部品（CP認定錠）への対応が難しいことから認定対象としておりませんでした。近年、技術的にCP対応が可能となってきたことから認定対象に追加しました。なお、遠隔操作やIoTを利用したシステム等については、今後検討することとしています。

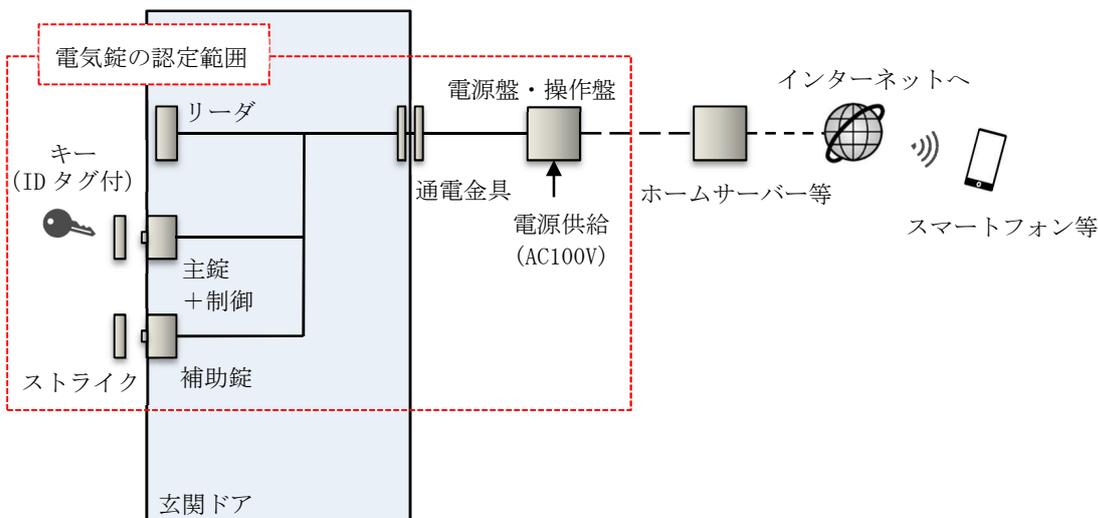


図 電気錠のシステム概要（配線を用いる場合）

問い合わせ 担当部署：住宅部品事業推進部 企画開発課

連絡先：03-5211-0572

## 2 墜落防止手すり

### 1) パネルタイプの手すりユニットにおける高強度の耐風圧性能の追加

従来のBL認定基準においては、廊下・バルコニー手すりで使用されるパネルの耐風圧性能は概ね中低層を想定していました。今回、最近の台風によるパネルの脱落の問題への対応や、高層住宅や風圧力が大きくかかる箇所への対応を可能とするため、パネルの耐風圧の要求性能を拡大しました。現行の基準値(荷重 1950N/m<sup>2</sup>)を等級 Sp1 とし、これに加えて、等級 Sp2(3000N/m<sup>2</sup>)、等級 Sp3(5000N/m<sup>2</sup>)を設定しました。Sp2 及び Sp3 については新たな試験方法(BLT SR-31)を定義しました。また、主にバルコニーを想定した150型において等級 Sp2、Sp3 とする場合は、パネルにかかる風圧が水平荷重試験で確認できるユニットの支柱強度より大きくなるため、アンカー及び支柱の強度確認試験の実施について規定しました。

## 3 衝撃緩和型畳

### 1) 畳床バリエーションの追加

#### (1) 厚みのバリエーション追加

衝撃緩和型畳床の原板の寸法について、従来の厚さ 40、50、55 mmに加え 25 mm厚の畳床を標準寸法に追加しました。

#### (2) 衝撃緩和型畳床の原板の重さの見直し

衝撃緩和型畳床の原板の重さについて、多様な材質の畳床へ対応できるように見直しを行いました。

## 4 郵便受箱

### 1) 投入された郵便物を保護する対策の表現見直し

投入された郵便物を保護する対策として、『郵便受箱内部の視認性を低くするための対策』を“投入口縦の長さ”ごとに明確にしました。また、投入口縦の長さが「30 mm < x ≤ 40 mm」の抜き取り防止対策の例示仕様を明確に表現しました。

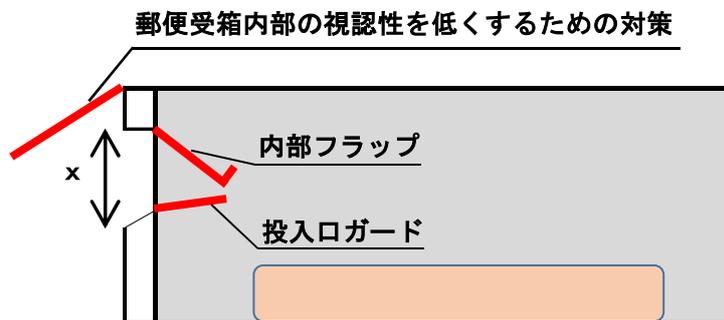


図 投入された郵便物を保護する対策の例 (30 mm < x ≤ 40 mm)

## 5 便器

### 1) JIS規格改正に伴う改正

#### (1) 用語の定義における“洗落し式便器”の削除

JIS A5207(衛生器具-便器・洗面器類)の改正により、大便器洗浄区分が削除された為、認定基準より削除を行いました。

#### (2) 便器(節水型)の設定

付加認定基準として【便器(超節水型)】(大洗浄 6.5L以下、小洗浄 5L以下)があるので、超節水型以外の便器の呼び方について【便器(節水型)】(大洗浄 8.5L以下)と設定しました。

#### (3) 洗浄水量許容差を基準に追加

現行の製品の洗浄水量に合わせた許容差を認定基準に追記しました。

## 6 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、家庭用ガスコージェネレーションシステム ハイブリッド給湯・暖房システム及び暖・冷房システム

### 1) 構成部品の見直しによる改正

#### (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

構成部品：貯湯部に「蓄熱タンク」を追加しました。

#### (2) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、家庭用ガスコージェネレーションシステム ハイブリッド給湯・暖房システム

接続される端末機(放熱部、搬送部)を構成部品から外し、接続される端末機については優良住宅部品を用いることとしました。

#### (3) 暖・冷房システム

構成部品において、熱源部として「家庭用ガスコージェネレーションシステム」「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」「ハイブリッド給湯・暖房システム」を使用する場合は、優良住宅部品を用いることを明確化しました。

以 上